

博多のびっこ幼稚園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第21条の規定に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 学校法人博多学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は博多のびっこ幼稚園園則（昭和52年4月1日制定。以下「園則」という。）第2条（名称）および第3条（位置）に定めるとおりとする。

(施設の目的)

第3条 博多のびっこ幼稚園（以下「本園」という。）の目的は、園則第1条に定めるとおりとする。

(施設の運営方針)

第4条 本園は、良質かつ適切な内容及び水準の教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 本園は、運動遊びを通して、自分でやってみようとする力を育み、体の基礎づくりや体力を身につける教育を推進する。また、異年齢活動や同年齢活動の中で成功体験を積み重ね、自己肯定感を高め、友達や自分を大切にすることを育てる。

3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、福岡県、宗像市、小学校、他の幼稚園、保育所等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、運営基準条例その他関係法令を遵守し運営を行う。

(提供する教育の内容)

第5条 本園の保育課程は園則第9条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本園が教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数は園則第11条に定めるとおりとする。

2 園則第11条に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令に定めるところによる。

(教育を提供する日及び時間等)

第7条 本園の教育を行う日及び時間等は、園則第10条に準じ、次のとおりとする。

(1) 教育・保育を行う日

本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

(2) 休業日

休業日については園則第8条に定めるとおりとする。

(3) 保育時間

保育時間については園則第10条に定めるとおりとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）は、保護者の居住する市町村の長が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

2 運営基準条例第14条第3項の規定により、本園の教育の質の向上を図るため、園則第17条に定める費用について、保護者から費用の負担を受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として園則第18条および第19条に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

満3歳以上児 270人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第10条 本園は、保護者から本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 当該利用申込みを行った保護者又は幼児に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 前項第2号の場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 未就園児クラス（リトルプレイルーム）に在籍している者は優先して入園させる。

(2) 兄弟姉妹が在園している者は、(1)の次に優先して入園させる。

(3) 卒園児の弟妹の者は、(2)の次に優先して入園させる。

(4) その他の者は先着順により先行し、入園させる。

3 前2項に掲げるもののほか、本園の入園、退園、転園、休園、修了等に関する事項は、園則第13条（入、退、転園）、第14条（休園）、第15条（修了）に定めるとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 本園の職員は、教育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、学校医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育の提供により事故が発生した場合は、宗像市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 本園は、園児に対して、教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、年2回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。